

印刷工 綱 領 (草案)

我が印刷工聯合會は資本家階級と労働者との間に共通の利害なりとの絶対的存せしめたる間に絶えず利害の衝突ありのみならず自覚し此の意識の下に團結し有力なる無産階級運動の一部たらんと欲するものあり。我々は先づこの主張に基き團結を成す事によりて個々の資本家に突貫し部分々の改革を獲得すると共に、現在の社会的不正、資本主義的組織即ち労働力を商品として取扱ふ、専らに基盤を置くものなるを故に此れに代るべき新しき協動的社會生活の道を拓かんとするものである。

更に我印刷工聯合會は労働者階級の間に其經濟的團結であり我々の目的は唯だその經濟的行動によるのみ達成せざるべきを確信す。我々の労働者の經濟的團結が政治的諸党派と關係する事は單に内部的紛争を惹起するのみでその運動上有害無益なるが故に、我が印刷工聯合會は一切の政治的諸党派と無關係無關係を標榜する。

印刷工 會 則 (草案)

- 一 権は各組合(西)より大會に缺席した団体は棄権と見做す。但し他の加盟団体に委任状を以て代表せしむること、し出来ぬ。この場合には委任団体は個々の議案に對する態度を明確にして被委任者に託し、これを被委任者は託した議案以外には委任は停は代表することを出承ぬ。
- 一 大會の決議は過半数を以て領に據置し、限りに於て他すし多数派の意見に従ふを要し、尚ほ此の場合に於ては各派の意見同様に發表す。
- 一 加盟団体三分の一以上要求ある場合には臨時大會を開かばならぬ。
- 一 加盟団体の聯絡
 - 一 大會の開催
 - 一 支拂はれたる會費は絶対的に返付しなす理由なくして會費の滞り三ヶ月に及ぶときは退脱と見做す。特別の場合には特別會費を徴収することある。
 - 一 大會の決議を執行する為には各加盟団体は連絡本員若し選出する連絡本員は各其の団体を代表し會則の範圍内に聯合會の會務を執り且つ緊急を要する此後の場合には次的大會に報告し承認を得なくてはならぬ。
 - 一 印刷工聯合會の事務は東京に置く。
 - 一 印刷工聯合會の會計報告は7月に爲すものとする。
 - 一 本會に提出する議案は必ず大會開催日の1ヶ月以上前には加盟団体へ相互に通告して、且つ本會に提出するもの限らる。